

運輸交通

空監第二一一號

昭和十四年三月三十一日

陸軍航空本部
第一五三一

陸軍航空本部
昭和十四年三月三十一日
14.4.7.
午前
陸軍大臣

航空局

陸軍次官殿

航空本部長
14.4.10
受付

航空本部
14.4.10
366
連絡員

陸軍航空本部
第二課

陸軍航空本部
4.4
366
事務

陸軍航空本部
14.4.10
第二課

第六號

1742

東京パラオ間定期航空ニ關スル件
右大日本航空株式會社ニ對シ左記ノ通經營方許可相成候條御了知ノ
上可然御配意相煩度及御依頼候

記

一 許可期間

自昭和十四年三月卅一日
至同十九年三月卅一日

二 航空線路

起點 東京（但シ發着場ハ横濱トス）
寄航地 當分ノ間「サイパン」島ノミトス

終點 「パラオ」島

航空局

日本標準規格B59

三、航 空 路

四、使 用 機

五、運 航 回 數

六、發 着 豫 定 時 刻

横濱—千葉—大東岬—父島—ウラカス—バガ

ン—サイパン—ヤツブ—パラオ

川西式四發飛行艇

當分ノ間毎月二往復

當分ノ間第一、第三火曜日横濱發

第一日 午前六時 横濱發

午後四時 「サイパン」着

第二日 「サイパン」滞在

第三日 午前七時 「サイパン」發

午後二時 「パラオ」着

第四日 「パラオ」滞在

第五日 午前七時 「パラオ」發

午後二時半 「サイパン」着

第六日 「サイパン」滞在

航 空 局

の

日本標準規格B5列

第七日 午前六時 「サイパン」發

午後四時 横濱着

當分ノ間郵便物及貨物ノミトス

七 運送ノ種別
八 許可條件

- (一) 發着基地附近ノ航空路ハ海軍ノ指定ニ從フコト
- (二) 發着基地附近ノ運航ノ際ハ飛行機窓遮蔽ヲ行フコト

航空局

(3)